

# 日本白鳥の会々則

(名称および事務局)

第1条 本会は「日本白鳥の会」と称し、事務局を会長所在地区に置く。

(2) 本会は支部を置くことができる。

(目的)

第2条 本会は日本に渡来する白鳥を保護し、生態を解明するため、各渡来地の環境保全を図るとともに広く自然保護思想の普及と学術文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- ① 白鳥に関する文献、資料の収集・紹介・あっせん。
- ② 個人および団体の渡來白鳥保護研究活動に対する協力と援助。
- ③ 世界の白鳥研究者または機関団体との提携交流。
- ④ その他本会の目的を達成する事業。

(会員)

第4条 本会の趣旨に賛同し、会費を納めた者は会員となることができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 理事 若干名
- ④ 監事 2名

(役員の選出方法)

第6条 会長および監事は総会において選出する。

(2) 副会長および理事は総会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の任務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は会務の執行にあたる。
- (4) 監事は会務を監査する。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(2) 役員は任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行なう。

(総会)

第 9 条 総会は毎年 1 回開き、事業計画・予算・決算・会則の改正・役員の選任・その他重要事項を審議決定する。

(理事会)

第 10 条 理事会は必要に応じ開き、会長が議長となる。

(事務局)

第 11 条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(2) 事務局長は理事会にはかり、会長が委嘱する。

(経費)

第 12 条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。

(2) 会費は年額 2,000 円とする。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は毎年 9 月 1 日にはじまり、翌年 8 月 31 日に終わる。

(専決)

第 14 条 本会の運営に関し緊急を要する事項は副会長と協議のうえ、会長が専決処理することができる。

(附則)

(1) この会則は昭和 48 年 6 月 24 日から施行する。

昭和 52 年 9 月 4 日 第 13 条 1 部改正